

飼い主のいない猫の

不妊去勢手術費用の一部を補助します



米子市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境の保全、動物愛護意識の高揚を目的とし、市内で捕獲した飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、その費用を負担された方に対し、その手術費用の一部を補助します。

【補助対象要件】

- ・ 米子市内に住所を有する方（免許証・健康保険証等で確認）
- ・ 米子市内で捕獲した飼い主のいない猫であること
- ・ 鳥取県内の診療施設で、不妊去勢手術を受けさせること
（目印として耳先の一部を切除は必須）
- ・ 個人は一度に5頭まで、自治会は一度に10頭まで申請可能
※既に申請されている場合は、その申請分の実績報告以降に再度受付可能となります

【補助金額】

- ・ 不妊去勢手術に要する額 ※1頭につき、上限1万円

【受付期間】

- ・ 令和6年4月1日～令和7年2月28日
（期間内であっても予算額に達した時点で終了します）

【その他】

- ・ 補助金の申請に「電子申請サービス」を利用できます 【電子申請 QR】



詳細はホームページをご覧ください

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

【お問い合わせ先】

米子市 環境政策課

〒683-0852 米子市河崎3280番地1

電話：23-5257

E-mail：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp



🐱🐾 手続きの流れ 🐾🐱

🐾 申請

【申請時に必要なもの】

- 身分証明書（免許証、健康保険証など）
- 認印（スタンプ印不可）

🐾 申請場所

- 環境政策課（クリーンセンター2階 米子市河崎3280-1）
- 市民二課（市役所本庁舎1階）

🐾 電子申請サービスも利用可能（マイナンバーカード必要）

※既に申請している方は、その申請の実績報告・取下げ（交付決定日から20日以内）・廃止をするまでは新しく申請することはできません

🐾 審査後、交付決定通知を郵送します

🐾 交付決定日から60日以内に手術を受けさせてください

🐾 交付決定には2~3日かかります

※60日を過ぎると取消になります

猫の捕獲、病院の予約及び手術の実施は交付決定通知書が届いてから行ってください。

🐾 手術

🐾 手術「前」「後」の写真をそれぞれ準備

※顔と耳先の一部カットの状況がよく分かるもの（注意事項参照）

🐾 交付決定通知に同封する「補助事業等実績報告書」に獣医師の署名をもらう

🐾 領収書をもらう（宛名は申請者名、押印必要）

※診療明細書等の診療内容または支払内訳がわかるもの

※写真等の添付書類が準備できない場合は補助金を交付できません

🐾 実績報告書を提出

🐾 手術日から30日以内に報告

※30日を過ぎると取消になります

🐾 補助金の支払い

🐾 概ね1か月程度で口座に振り込み

【報告時に必要なもの】

- 実績報告書（獣医師署名）
- 手術「前」「後」の写真
- 領収書（原本）
- 診療明細書等
- 支払請求書